

社会福祉法人聖母会高齢者介護総合センター聖母の園 指定短期入所生活介護事業所重要事項説明書

1 運営法人の概要

名 称	社会福祉法人 聖母会
代表者氏名	塩塚 俊子
法人本部所在地	〒161-0032 東京都新宿区中落合2丁目5番地1号
連絡先	TEL 03-(3954)-5061 FAX 03-(5996)-6810
実施事業の概要	指定介護老人福祉施設・養護老人ホーム・指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護・指定居宅介護支援事業所・指定通常規模型通所介護・指定介護予防通所介護・指定認知症対応型通所介護・指定訪問介護・指定介護予防訪問介護・高齢者食事サービス・地域包括支援センター・保育施設・総合病院・診療所・助産施設・養護施設・生活困窮者及び相談事業 等

2 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人聖母会 高齢者介護総合センター聖母の園 指定短期入所生活介護事業所
施設の所在地	〒245-0063 神奈川県横浜市戸塚区原宿4丁目35番3号
連絡先	TEL 045-(851)-6053 FAX 045-(851)-6212
事業者指定番号	1471000040
管理者	福田 明広
利用定員	6名（介護予防短期入所生活介護の定員以内）

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	社会福祉法人聖母会が運営する社会福祉法人聖母会高齢者介護総合センター聖母の園で行う指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者の家族に代わって当該要介護者を一時的に介護する必要がある場合、要介護者およびその家族からの依頼を受けて、当該要介護者を短期的に聖母の園指定短期入所生活介護事業所に入所させて、介護を行い、介護者・家族の介護負担の軽減をはかり、要介護者及びその家族を支援することを目的とします。
施設運営の方針	1. 事業所は、要介護者及び家族の希望、身体状況や本人のおかれている環境を踏まえ、短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、自宅での日常生活に沿った介護を行うことで、要介護者及びその家族の生活支援に努めるものと

	<p>します。</p> <p>2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスを提供するものとします。</p>
--	---

4 施設の概要

(1) 居室

居室の種類	室数	備考
個室部屋（一人部屋）	4室	従来型個室
2人部屋	1室	多床室
居室の概要	事業所は上記の居室を設備しています。入所申込み時に御希望居室を明示ください。	
居室の変更	要介護者や代理人から居室変更の希望申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所で可否を決定します。また、要介護者の心身状況等により居室を変更する場合があります。その際には、要介護者や代理人等と協議のうえ決定するものとします。	
居室の利用にあたってご負担いただく費用	<ul style="list-style-type: none"> ・個室 室料及び光熱水費相当 ・多床室 光熱水費相当 ※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、要介護者に別途利用料金をご負担いただきます。	

(2) 主な設備

設備の種類	室数	備考
食堂	1室	
第二食堂（特養ロビー）	1室	
機能訓練室	1室	〔主な設置機器〕 平行棒・マット・肋木
一般浴室	1室	手動リフト式入浴装置
中間浴室	1室	電動リフト式入浴装置
機械浴室	1室	特殊浴槽1台
医務室	1室	

5 職員体制（主たる職員）

(1) 職員配置数（介護老人福祉施設併設）

職種	指定基準
管理者	1名
副施設長	1名（指定基準外）
事務員	2名（指定基準外）

生活相談員	1名以上
介護職員	25名以上
看護職員	3名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護支援専門員	1名以上
管理栄養士	1名以上
調理員	必要数
医師	1名

※事業者は指定基準以上の人員配置をすることとします。

(2) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長	正規の勤務時間帯 AM9:00～PM6:30
副施設長	正規の勤務時間帯 AM9:00～PM6:30
事務員	正規の勤務時間帯 AM9:00～PM6:00
生活相談員	正規の勤務時間帯 AM9:00～PM6:30
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・早番 AM7:30～PM4:45 ・日勤 AM9:30～PM7:00 ・夜勤 PM5:15～AM9:45 (3名体制)
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・早番 AM8:00～PM5:00 ・日勤 AM9:30～PM6:30 ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。
介護支援専門員	正規の勤務時間帯 AM9:00～PM6:30
管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・日、月 AM9:00～PM6:00 ・火～土 AM9:00～PM6:30
調理職員	<ul style="list-style-type: none"> ・早番 AM5:30～PM3:00 ・日勤 AM8:30～PM6:00 ・遅番 AM10:00～PM7:30

6 事業所サービスと利用料金

事業所では、要介護者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付されるサービス。
- (2) 利用料金の全額を入所者に負担いただくサービス。

7 事業所サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き介護保険負担割合証の割合に応じた金額が入所者の負担となります。

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。（ただし、食費は給付対象外です。） 食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 AM 7:30～AM 9:00 昼食 AM 11:30～PM 12:30 夕食 PM 5:30～PM 7:00
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> 入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 おむつを使用する方に対しては、1日7回の交換を行うとともに必要な場合はこれを超えて交換を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> 週2回の入浴または清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。（機械浴・リフト浴） 機械浴 月・木曜日又は、水・日曜日 リフト・一般浴 火・金曜日 デイケア浴 水・日曜日
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は、週1回実施します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員等による要介護者の状況に適合した、機能訓練を日常生活の中で行い、身体機能の低下を防止するようつとめます。

<p>健康管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の健康状態を的確に把握し、個々の疾病や障害に応じて対応します。 ・利用期間中に病状の急変等、緊急時必要な場合に、主治医や嘱託医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぐとともに、ご家族に報告します。 ・要介護者が外部の医療機関に緊急時以外に通院する場合は、その介添えは家族への付き添いを依頼する場合があります。 (当施設の嘱託医師) 病院名：聖母の園クリニック 氏名：今村 則江 診療科：内科
<p>相談及び援助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所は、要介護者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員 阿部 正太・斎藤 忠
<p>送迎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施地域は、戸塚区（原宿、小雀町、影取町、俣野町、東俣野町、深谷町、汲沢町、戸塚町）、栄区（田谷町、金井町、長尾台町）。身体状況等の事情により来園が困難な場合等に、入退所時の送迎を行います。予約受付の際に御希望ください。
<p>介護保険給付サービス料金</p>	<p>別紙(社会福祉法人聖母会高齢者介護総合センター聖母の園短期入所生活介護料金表)によって、入所者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事・滞在費に関わる自己負担額の合計金額をお支払いください。（サービス利用料金は、入所者の要介護度に応じてことなります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、入所者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。 ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、要介護者の負担額を変更します。

(2) 保険給付外サービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入所者の負担となります。

サービスの種別	内 容
食費・滞在費	<ul style="list-style-type: none"> 食費・滞在費は別紙(社会福祉法人聖母会高齢者介護総合センター聖母の園短期入所生活介護料金表)に定める基準費用額とします。(但し、滞在費、食費は所得に応じて補足的給付が介護保険から給付されるので、負担限度額認定(補足的給付)を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします)
理髪・美容	<ul style="list-style-type: none"> 毎月2回ビューティヘルパー横浜の出張による理髪サービスを利用いただけます。 (1回2,000円+税、ベッドサイド2,300円+税)
日常生活品の購入代行	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。毎月2回木曜日に買い物日として設けています。
訪問販売	<ul style="list-style-type: none"> 不定期ですが訪問販売をご利用いただけます。 (お菓子・果物等)
日常生活品の購入代行サービス	<ul style="list-style-type: none"> 購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費
特別な食事	<ul style="list-style-type: none"> 要した費用の実費
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	<ul style="list-style-type: none"> 喫茶コーナー利用代金(玄関ロビー 一杯100円) 日常生活品の購入代金 レクリエーション費用 クラブ活動費用

8 身体拘束等行動制限の禁止

身体拘束等行動制限の禁止の取り組み	<p>サービスの提供にあたって、当該入所者又は他の入所者等の生命及び身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、入所者の行動を制限する行為をしません。また、要介護者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、身体拘束を行わない介護をするために身体拘束等行動制限についての取り扱い要綱にそって施設全体で取り組みます。</p>
-------------------	--

9 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援

高齢者虐待の防止、 高齢者の養護者に対する支援	<p>高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが重要であり、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴い、必要な措置を講じることとします。</p> <ul style="list-style-type: none">・家庭における養護者による高齢者虐待を発見したとき（高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合）。・施設等の職員は、自分が働いている施設等で高齢者虐待を受けた高齢者を見つけたとき（高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合）。
----------------------------	---

10 急変時及び緊急時等における対応方法

急変時及び緊急時等 における対応方法	<ol style="list-style-type: none">1. 事業者は、入所期間中に入所者の病状に急変が生じた場合は、医師及びその利用者の家族に連絡をする等の必要な措置を講じることとします。2. その他の緊急事態が生じたときは、速やかに管理者、市町村に報告をし、その入所者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じることとします。
-----------------------	--

11 事故発生時

事故発生時の対応	事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、要介護者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じることとします。
----------	---

12 感染症の対応

感染症の対応	事業所は、感染症を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに、感染症発生時には迅速で適切な対応を図ります。
--------	---

13 衛生管理

衛生管理	事業所は、食中毒等の発生防止に努め、必要な業務体制を整備します。
------	----------------------------------

1.4 秘密の保持

秘密の保持	<p>1. 事業所は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密については、入所者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしません。</p> <p>2. 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、従業者の雇用の内容とします。</p>
-------	---

1.5 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱い	<p>1. 事業所は、保有する入所者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護に努めます。</p> <p>2. 事業所は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、市町村、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとしてします。</p>
-----------	---

1.6 苦情等申立先

当事業所のサービスに関する苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	045-851-6053
FAX 番号	045-851-6212
苦情解決責任者	特養・短期（予防）入所施設長 福田 明広
苦情受付担当者	生活相談員 阿部 正太・斎藤 忠
苦情対応委員	各部署主任
第三者委員の設置	苦情解決にあたって社会性、客観性を確保し、要介護者等の立場や特性に配慮して適切な対応を行うため第三者委員会を設置し、必要に応じて報告を行い、改善に努めることとします。
その他	苦情については、苦情受付担当者、苦情解決責任者及び苦情対応委員が対応します。不在の場合でも対応した者が必ず苦情受付担当者、苦情解決責任者及び苦情対応委員に引き継ぎます。
公的機関においても、次の機関において相談、苦情等の問い合わせができます。	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市福祉調整委員会事務局 電話番号 045-671-4045 FAX 045-681-5457 ・横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課 電話番号 045-671-3923 FAX 045-641-6408 ・戸塚区役所高齢・障害支援課 電話番号 045-866-8452 FAX 045-881-1755 ・神奈川県国民健康保険団体連合会介護苦情相談課 電話番号 045-329-3447